

草の根国際交流活動等助成金
申 請 要 領

◇申請者の資格

- ・福井県内に在籍する民間の団体

◇申請書の受付

- ・上期 2月1日から2月末日まで
- ・下期 8月1日から8月31日まで

◇申請の方法

- ・所定の申請用紙に必要事項を記入し、受付期間内に当協会に提出または郵送してください。
(当日消印有効)
- ・提出された申請書は返却しません。

◇対象となる事業

- ・福井県内において実行する草の根の民間国際交流活動事業
- ・主目的が国際交流である事業
- ・福井県内に住む人を対象とし、催し物は県民に公開されること
- ・日程と活動内容が具体化している事業
- ・その他草の根の国際交流の推進に寄与すると認められる事業
- ・次の期間内に実行される事業
 - 上期 4月1日から9月30日まで
 - 下期 10月1日から3月31日まで

◇対象とならない事業

- ・営利を目的とするもの
- ・政治活動または宗教活動に関するもの
- ・公共の安全および秩序または善良な風俗を害するおそれのあるもの
- ・同一年度内に、当協会の他の助成金制度により助成金を受けている団体が行うもの

◇選考および採否の通知

- ・申請書の受付締切後、当協会において厳正に審査選考します。
- ・採否の結果および給付金額は、受付締切後3週間以内に申請者に通知します。

◇助成金額

- ・助成金の総額は、毎年度当協会の予算で定められます。
- ・各事業に対する助成金額は、活動に要する経費の2分の1（千円未満切捨て）とし、15万円を限度とします。
- ・助成金は、活動の直接経費明細に基づいて算定します。

◇助成金の給付

- ・助成金は、活動実績報告書提出後1ヶ月以内に給付します。

◇活動実績報告書の提出

- ・事業終了後2週間以内に協会所定の様式により、活動実績、経費明細等を報告してください。
- ※提出された活動実績報告書は、当協会の資料として公開します。

◇申請者の義務

次の項目に該当する場合は、直ちに当協会に報告してください。

- ・事業を中止する場合
- ・期限内に事業を完了できない場合
- ・申請書の内容を変更する場合

◇給付の取消または減額

次の項目のいずれかに該当する場合は、給付決定を取消し、または助成金を減額します。

- ・申請書の内容と著しく相違する場合
- ・活動中に違法行為のあった場合

◇申請書の記入について

- ・事業の概要は、簡潔にまとめて記入してください。
- ・活動経費は項目別に分け、算定根拠を記入してください。不明瞭な経費は対象外となります。書ききれない場合は、別紙を添付してください。

◇その他

- ・同一団体に対する助成は原則として3回まで、年間一事業とします。
- ・3回助成を受けた団体でも申請はできます。ただし、優先順位は低くなります。

※平成20年4月1日より施行